

肥前穴嶽石炭山経営と資金調達（二）

坪内，安衛
私設伊万里湾域石炭産業史資料室（元立川鉱業所労働組合委員長）

<https://doi.org/10.15017/13620>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．6，pp.49-52，1976-03-15．エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

肥前穴嶽石炭山経営と資金調達(二)

坪 内 安 衛

目 次

- 一、穴嶽炭坑の資料収集
 - 二、藩制時代の石炭生産
 - 三、藩制末期の石炭山経営と資金調達（以上、五号）
 - 四、明治初期の穴嶽石炭山の経営
 1. 明治初期の石炭坑業人
 2. 穴嶽炭坑区と借区権の動き
 3. 穴嶽炭坑の炭層について（以上、本号）
 4. 納屋親方と坑夫
 5. 石炭運搬と馬方
 - 五、石炭販売と資金調達
 1. 石炭販売による資金調達
 2. 問屋からの資金調達
 3. 石炭山経営資金調達の新しい動き
- 四、明治初期の穴嶽石炭山経営
1. 明治初期の石炭坑業人
- 幕末から明治維新へと激変するなかで、仕組法のきびしい抱束から石炭山が開放された。この事と、維新の動乱に伴なう石炭の需要増大とによって、零細農や小作人にも石炭山の開坑が容易になり、兼業から専業へと転向する者も出た。明治の初期から「日本坑法」が布告（明治六年）されるまでの穴嶽炭坑の坑業人（石坂問屋の大

福帳などの文書に、問屋と石炭の取引をしていた「山方」として記録のある者を坑業人として取扱う）は次の通りである。
この表を見ると、明治元年度の山方については、藩制末期までか
なりの出炭していた長右衛門の名前が石坂問屋の文書から消えてい

穴 嶽 炭 坑 坑 業 人

明治元年	明治2年	明治3年	明治4年	明治5年	明治6年
友吉 久平 亀吉 常八 円助	友吉 久平 亀吉 常八 円助 太左衛門 半左衛門 喜代平 喜代平 吉 円	久平 円助 半左衛門 喜代平 喜代平 庄吉 円助 吉左衛門 米太郎 伊政	亀吉 半左衛門 喜代平 喜代平 伊太郎 常定	亀吉 半左衛門 喜代平 喜代平 庄太郎 米太郎 伊政 常伊 常伊 常友	亀吉 半左衛門 喜代平 喜代平 庄太郎 松五郎 伊太郎 仲作 石右衛門

る。おそらく政変を機に石炭採掘をやめたものと思われる。明治二、三年度になると山方が急増するが、その理由の一つとして考えられることは、眞加金（現在の鉱業税に当る）を年間決めて納入していたものが、維新以後（明治元年～六年）出炭高の一割と決定されたことである。それまでは出炭がなくとも納税していたのが、出炭高によつて納税することになってから、当時の資本を持たない坑業人にとつても、新坑開発が容易になつたと思われる。明治四年の急減少の理由としては、石坂問屋の明治四年の大福帳がないからはずきりしないけれども、次のようなことが言えるのではないかと思う。かなり積極的に石炭採掘に取組んでいた常吉・太左衛門・円助・米助等が明治四年以降の石坂問屋の文書に見えなくなっている事から考えると、おそらく廃坑にしたのか、息子に名義変えをした為ではなからうか。坑業人の出沒、変更の多いことは、小資本または資本を持たない石炭山経営のむずかしさを想像させられる。

新政府は鉾山心得を發布以後、明治六年七月二十日、鉾物所有権と採取権の分限を明らかにした「日本坑法」を發布した。従来より採掘していた坑業人も改めて借区許可申請をして借区料（壱万坪ニ付金拾円ノ上税）を納税して「日本坑法」による穴嶽炭坑の石炭坑業人となつた。その名前が、佐賀県立図書館所蔵の『鉾山志料調』に記録されている。各年度別借区権者は下表の通りである。

新しい日本坑法に基づいて、借区権を取得した明治七年の穴嶽炭坑坑業人と、明治六年の当炭坑坑業人には、かなりの変化が見られる。特に松五郎は、石坂問屋の大福帳の記録では「山方」として取扱われている。現に明治七年には出炭をしているが、明治七年以降においては、借区権を取得した記録はない。ここで考えられることは、松五郎は、下請人が納屋頭ではないかということである。この

坑法布告後の穴嶽炭坑坑業人

明治7年	明治8年	明治9年	明治10年	明治11年	明治12年
丸尾 亀吉 田代 喜代平 田代 政平 江利 伊平 江利 芳造 江利 俊平 田代 弥平次 田代 米吉 小松 順作 真名子友吉	丸尾 亀吉 田代 喜代平 田代 政平 ○江利 伊平 江利 芳造 江利 俊平次 田代 弥平次 田代 米吉 ○小松 順作 ○真名子友吉 田代 仲吉 江利 庄平 ○田代 喜平 江利 庄平 江利 光直	丸尾 亀吉 田代 喜代平 田代 政平 江利 芳造 江利 俊平次 ◎田代 米吉 田代 仲吉 江利 庄平 江利 光直 高木 直吉 江利 庄平 田代 喜平 ◎小松 定平 ◎桑原 吾善 ◎丸尾 善造 小松 仲作 真名子常平 松尾 辰造	△丸尾 亀吉 田代 喜代平 田代 政平 江利 芳造 江利 俊平次 田代 弥平次 江利 庄平 江利 光平 江利 庄平 田代 喜平 高木 直吉 丸尾 善吾 真名子常平 松尾 辰造 菅木 又六 岩野 伊平次	田代 喜代平 田代 政平 田代 芳造 江利 俊平 ◇田代 弥平次 田代 仲吉 江利 庄平 江利 光平 江利 庄平 田代 喜平 高木 直吉 丸尾 善吾 小松 仲吉 真名子常平 菅木 又六 岩部 伊平次 藤田 平助 川添	田代 喜代平 田代 政平 江利 芳造 江利 俊平 田代 仲吉 丸尾 善吾 小松 仲作 真名子常平 松尾 辰造 菅木 又六 岩部 伊平次 藤田 平助 川添

（備考）○印は明治九年、◎印は明治十年、△印は明治十一年、◇印は明治十二年に借区権を譲渡又は廃坑をした者を示す。

ことについては後述する。

次に穴嶽炭坑坑業人名一覧表は明治十三年以降を略した。理由は穴嶽炭坑は大正時代まで続いていたが、石坂問屋の資料が、明治十二年頃までしかないからである。以下、石坂問屋の資料を中心に記述するが、日本坑法布告後の穴嶽炭坑坑業人の借区権の動きなどについては、石坂問屋の資料以外によるものが多い。

2. 穴嶽炭坑区と借区権の動き

穴嶽炭坑の礦区については、『鉱山志料調』に次のように記述されている。

「第一肥前国西松浦郡立川村字穴嶽山石炭坑、東西四百八拾間、南北式百四拾間、東北一隅東松浦郡平山下村石炭山ニ連絡ス」

明治七年に借区を受けた総坪数は七千三百七十五坪（一人当たり約七百三十七坪）である。これが明治八年には一万二千七百二十五坪（一人当たり約七百七坪）と、借区は増えたが、坑業人も十名から十六名に増えて、一人当たりの借区坪数は少なくなった。明治九年になると、借区権の譲渡などの動きがはじまる。例えば明治十一年には坑業人中で最も多くの借区を持っていた丸尾亀吉が菅木又六に譲渡した。さらに十一年には丸尾善造の借区の一部を藤田平内に譲り渡した。この藤田平内は、慶応年間（この頃、唐津藩が預かる御領炭山には肥後熊本藩・久留米藩・薩摩藩等の進出が見られた）に薩摩藩の石炭山幹旋役の一人として唐津炭田（現・厳木町）に働き、その後、海軍予備炭坑（厳木町浪瀬）の下請をするなどの経過を得て、立川山に進出して来た（彼は立川山への初めての外来石炭坑業人であった）。このほかに、岩部伊平次・菅木又六・川添平助等も、立川村外（ヨソモン）の者と思われる。

立川村の石炭坑業人の中で、目立った動きをした政平（当時二八才）は、明治七・八年に千四百十坪の借区許可を受け、同十年には丸尾善造から千二百坪を譲り受け、さらに他の坑業人から借区を譲

り受けている（坪数不詳）。こうした譲渡や廃坑の理由として石坂問屋の資料の中に、次のような文書がある。

①借区廃業願

西松浦郡立川村字穴嶽山

石炭場 百五拾坪

右者明治八年四月十八日借区被差許候処、資金微力ニシテ坑業不行届ニ付、休業罷在候得共、到底不及力候間、廃業仕度、以テ仮坑区券相副此段奉願候也

明治十二年二月

西松浦郡立川村坑業人

江利庄平 印

同 田代喜六 印

戸長 桜井甚三郎

長崎県令 内海忠勝 殿

このほかに、さらに一通、右と同じ理由で借区廃業願を届出ている。

②借区廃業願

西松浦郡立川村穴嶽山

石炭場 三百坪

右ハ明治八年四月十八日借区被差許候処（以下内容は①と同じ）

明治十二年二月

西松浦郡立川村坑業人

江利光平 印

戸長

桜井甚三郎

長崎県令 内海忠勝 殿

日本坑法布告前後の穴嶽炭坑の石炭坑業人名表を一覧して見て考えられることは、坑法布告前の坑業人名は、石坂問屋の大福帳記録による石炭出荷、資金貸借関係から坑業人名を記録したので、名実共に石炭坑業人である。坑法布告後、即ち明治七年以降の借区権を受けた石炭坑業人は（前記の庄平、喜六、光平等の廃業願にも見られるように）かならずしも開坑はしていなかったと思われる。なかでも真名子友吉の場合はすでに開坑、慶応四年六月には「石炭拾万斤……（省略）自分一手積船借入ニ而長崎表江積廻度願出申候」とあるように、当時、積極的な生産がみられ、またかなりの資力を持つていたのではないかと思われる。（石坂問屋に借金の記録等が非常に少ない。）真名子友吉は明治九年に廃坑にしている。終掘したのであろう。友吉のほか、伊平も廃坑にしている。九年の頃から廃坑、譲渡する者が出て、明治十年には二十人の坑業人がいた穴嶽炭坑も、十二年には十三名、明治十八年には「田代政平外五人」に減っており、明治の末期には川口政太郎外数人になる。しかも政太郎の娘（姉妹）は「父が学問がなかつたために前借区権者からの譲渡契約書に問題があり、その借区権は前所有者のものになつていたので。父がくやしがる姿を見て、私は、今も残念で！残念で！今によう忘れませんですよ」と語る。悲憤のうちに鉱業権は、貝島炭鉱に移行され、ワタエン谷の穴嶽炭坑は哀歎、盛衰の歴史を閉じた。

3. 穴嶽炭坑の炭層について

ワタエン谷には、山なみにそつて山腹に数ヶ所の坑口跡がある。さらに山を下つて谷底には十数米間隔に崩れ落ちた坑口跡がある。穴嶽炭坑の炭層と銘柄について、明治末期、穴嶽炭坑坑業人川口政太郎の娘江頭エキ（七十八才）、小松サミ（七十五才）に聞いた話と、現地調査の結果とを、石坂問屋の文書等と照合して記述する。まず炭層のことであるが、石坂問屋の文書に、次のような記録がある。

記

若炭山一枚物私引請、右山ニ差支無御座候バ、式枚物石炭何方ヨリ出石被成候共異儀申間敷候、為置書差出候也

明治十一年寅正月廿二日

（後略）

この文書に書いてある一枚物・二枚物とはいずれも炭層名で、一枚炭・二枚炭ともいわれる。この炭層は藩制時代から、明治初期に採掘された炭層で、六寸（約十八cm）から八寸（約二十四cm）あったようである。「明治中期から末期には三枚物（三枚炭）を採掘していた。炭丈は八寸から一尺あつた」といわれる。

次に炭の銘柄についてこの地方の呼称別に説明する。石坂問屋の文書記録などによると次のような区別がなされている。

「上石」とは塊炭も大きくとれて、燃やしてもあまりカスが残らず、炭に美しくつやがあるので「縮緬石」ともいわれていた石炭の事である。二枚炭・三枚炭から主にとられていたようである。この外に角の小さい石炭のことを「石」または「小石」と記録されている。

「デケ石」とは、一枚炭からとれる石炭のことである。塊炭としては一寸（約三cm）角程度の物しかとれない。これはまた、カロリーの低い石炭で、主に風呂炊き、酒造の燃料や瓦焼の燃料として利用されていた。この炭層の上下には赤く焼けたような層があつて、坑口から排水される水が真赤になつて出ることから、別名「あつかいし」といわれ、石坂問屋の大福帳や文書には「あら石」と記録されている。

（未完）